

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和6年6月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分量定	処分年月日	事案の概要
支部契約職員 1名	戒告	令和6年 6月10日	被処分者が特定保健指導を行った際に、対象者の面談資料（要配慮個人情報と名字を記載しているもの）を別人に誤って配付したことにより要配慮個人情報の漏えいが発生した。 また、当該事案を支部へ報告しなかったため、事案の発覚が遅れるとともに、個人情報保護委員会への報告が遅延し、協会の信用失墜に繋がった。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上